

利用者への権利侵害事案⑭

【事 案】

職員による利用者へのわいせつ行為

【事案の概要】

就労移行支援・就労継続支援B型事業所で、30代の男性職員が20代の女性利用者に対して、スマートフォン（多機能型携帯電話）の無料通信アプリLINE（ライン）を使用して性的な表現を含む文章を送信していた。当該職員は事実を認めており、女性利用者の携帯電話にはLINE（ライン）のやりとりの一部が残されていた。当該法人は性的な表現を含む文章の送信一件だけでも、障害者施設の支援員の職務規律を逸脱し、本来守るべき利用者の人権や尊厳を損なう行為であること、さらに障害者虐待防止法の「性的虐待」に触れる行為であるとし、就業規則に基づき当該職員の解雇処分を決定した。